

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、農作物被害地域で行う鳥獣被害防止対策事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則(平成17年糸魚川市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 市内において現に耕作する田、畑、及び果樹園(いずれも家庭菜園を含む。)をいう。
- (2) 電気柵 農地の外周に電線を柵状に設置し、これに電流を流すことにより、野生鳥獣の侵入を防止する設備をいう。
- (3) 維持管理 電気柵の設置、監視、撤去、保管その他電気柵の管理に係る一連の行為をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、野生鳥獣による農作物被害を防止するために農地に電気柵を設置する者であって、市税に滞納がないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、電気柵の購入費及び修繕費とする。ただし、国、県その他の団体から助成等を受けている場合は、補助対象経費から当該助成等の額を除く。

2 前項の規定にかかわらず、電気柵を設置する農地の受益者が共同により当該電気柵の管理を行うことが困難であると市長が認める場合は、当該電気柵の購入費及び修繕費は補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の表に定めるところによるものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

電気柵を設置する農地の面積	受益戸数	補助金の額
10アール以上	3戸以上	補助対象経費に10分の6を乗じて得た額。ただし、補助金交付申請年度の4月1日時点において、電気柵を設置する農地が属する区域の行政区における65歳以上の人口が当該行政区の全人口の45パーセント以上を占める場合は、補助対象経費に10分の7を乗じて得た額
	2戸	補助対象経費に10分の6を乗じて得た額(同一農地につき、30万円を上限とする。)
	1戸	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(5万円を上限とする。)
10アール未満	2戸以上	補助対象経費に10分の6を乗じて得た額(同一農地につき30万円を上限とする。)

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

前 文(平成23年3月9日告示第29号)抄

平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第57号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第69号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。